

(平成 30 年 12 月 7 日提出)

文化庁著作権課法規係 御中

「著作権法施行令・著作権法施行規則の改正案」への意見

1. 個人／団体の別 : 団体
2. 氏名／団体名 :
一般社団法人日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策プロジェクト
副理事長 木全政弘
3. 住所 : 東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 18 階
4. 連絡先 : プロジェクトリーダー 亀井正博 (kame.masahiro@jp.fujitsu.com)
5. 項目名 : 電子計算機による情報処理及びその結果の提供等の基準関係
6. 意見 :

意見募集資料『「著作権法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令(案)」の概要について』にかかる「2.(4)電子計算機による情報処理及びその結果の提供等の基準について」に関し、当協会にて会員からの意見を募集したところ、以下の意見があったので参考下さるようお願い致します。

○新令第7条の4第1項I(2)(3)及び新令第7条の4第2項II(2)

<意見1>

複製物が「流出」することが何を指すかが不明である。「複製物の流出」という表現は、他の法令には見当たらないので、その意味を明確にすることが不可欠であるし、検索結果の提供行為とどのように区別されるのかをはっきりさせることも必要だと考える。

<意見2>

いずれ解説が公表されるものとするが、「(新法47条の5第2項の適用を受けて作成された)複製物の流出の防止のために必要な措置」が、いかなる趣旨であるのか、また過大な措置を要求するものではないことを明確にして頂きたい。

○新規則第4条の5

<意見1>

「文部科学省令で定める措置」として、「当該要件の解釈を記載した書類の閲覧、学識経験者に対する相談その他の必要な取組」が求められるとするが、i)「当該行為に係る著作物等の利用が新法第47条の5第1項に規定する要件に適合する」かどうかは、行為主体の行う法的判断の問題であり、書類を閲覧したかどうかや学識経験者に相談をしたかどうかで測れるものではない。主体の取組如何では、権利制限の規定の適用が受けられないことも考慮すると、「書類」「学識経験者」の概念が漠然としているため、実務上、混乱すると思われる。

「書類の閲覧」については、「当該要件の解釈を記載した書類」は誰でも作成することができ、無限定である一方、法解釈が一通りではない為、唯一の文献を指定するわけにはいか

ず、必要な取組として適切かどうかには疑問がある。書類の例示をすとしても、アクセスの容易性の観点から、文化庁のウェブサイトで公開されている「最近の法改正等」「著作権制度に関する情報」などの閲覧をもって足りるとするべきである。

「学識経験者」には学識に関する分野の限定もないことから、「学識経験者」が例えば著作権法の研究者を主に指すのか、それよりも広い概念なのかは不明であるが、所在検索サービス、情報解析サービス等を行う事業者が相談する相手としては、弁護士あるいは「法律専門家」と規定する方が、相談相手の質の確保やアクセスの容易さの観点から適切だと考えられる。

<意見2>

いずれ解説が公表されるものとするが、「必要な取組」が何のために必要なのか（例えば、新法第47条の5第1項の各要件の解釈には難しい点があるから？）を、明確にして頂きたい。また「当該要件の解釈を記載した書類」の意味、想定される「閲覧」の態様、「学識経験者に対する相談」における「学識経験者」の例示をお願いしたい。

<意見3>

いずれ解説が公表されるものとするが、「当該行為に対する問合せを受けるための連絡先その他の情報」について、そもそもなぜ必要とされているのか、またいかなる態様のものを想定されているのかを明確にして頂きたい。

○新法第47条の5第1項第3号に定める「政令」について

<意見1>

受け皿的、包括的な規定が設けられるべきであったと考える。また、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における政令のニーズに関するヒアリングが非公開で行われたとしても、政令に特段の規定を設けないという結論があまりにも拙速に出され、かつ、結論に至る議論の過程が公開されていないことは疑問が残る。追加がなされなかった事例や理由、条文解釈等、議論の内容についての公開を希望する。

様々なビジネス上のニーズが生まれる今日において、政令指定がそのニーズに追いついていけるように、今後もニーズ募集等の取り組みが定期的に、機動的に行われることを希望する。

<意見2>

当該政令の指定の検討において、ニーズを提案する利用者の営業秘密に関わる場合も多いものと考えられるところ、非公開にて審議されることは適当な配慮であると考えられる。同時に、検討されたニーズがどう解釈されたか（新法によって適法となると解釈された場合も含む）について公表し、第三者がそれを参照することで適法な利用が進むようにすることも重要なことである。一方で審議の結果を公表することを前提とすると、ニーズの応募に躊躇する場合も考えられることから、簡単な課題ではないことと理解される。

政令指定のためには、当該ニーズが一定程度公表されることは仕方がないこととして、ニーズ応募者の側に協力の姿勢を醸成していく必要も必要ではないか（ニーズ応募者自身

がそうした理解をすることがまず必要)。応募者の同意を得て公表の範囲をその都度決めるか、あるいはニーズの具体的な内容を公表せずに済む工夫を検討することも考えられるところ、産業界としてもそうした検討と一緒に取り組む用意がある。

以上